

# 認知症対応型共同生活介護 運 営 規 程

## 第1条（事業の目的）

この規程は、社会医療法人アンリー・デュナン会（以下「本会」という。）が開設する認知症対応型共同生活介護（以下「事業所」という。）が行う認知症対応型共同生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者および計画作成担当者、事業従事者（以下「従事者」という。）が要介護であって認知症の状態にある高齢者に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

## 第2条（運営方針）

1. 指定認知症対応型共同生活介護の従事者は、要介護状態であって認知症の状態にあるものについて共同生活住居において家庭的な環境の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、必要な援助を提供する。
2. 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努める。
3. 関係市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、その他の保健、医療、福祉サービスを提供する者と密接な連携に努める。

## 第3条（事業所の名称等）

事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名 称      グループホーム 忘れな草
- 二 所在地      深川市 4 条 12 番 7 号

## 第4条（職員の職種、員数及び職務内容）

事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。但し、必要に応じて定数を超えた従事者及び臨時従事者を置くことができる。

- (1) 管理者                      1 名                      （兼務）  
管理者は、事業所の管理運営及び業務のための必要な指揮命令を行う。
- (2) 計画作成担当者          5 名                      （兼務）  
計画作成担当者は、利用者の心身の状況に応じた介護計画を作成する。
- (3) 看護職員                      1 名                      （兼務）  
看護職員は、利用者の身体の状況に応じた看護業務を行う。
- (4) 介護職員                      27 名                      （兼務 6 名）  
介護職員は、介護計画に基づき利用者の日常生活の支援及び介護を行う。
- (5) その他職員                      1 名

## 第5条（定 員）

事業所の定員は、27 名（1 ユニット 9 名 3 ユニット）。

## 社会医療法人アンリー・デュナン会

### 第6条（認知症対応型共同生活介護の内容、形態）

1. 指定認知症対応型共同生活介護の内容は、利用者の身体的状況を勘案した上で介護計画を作成し、その介護計画に基づいて、必要な援助を行うものとする。利用者の認知症の症状を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、また、利用者がそれぞれの役割を持って家庭環境の中で生活が送れることにより達成感や満足感を得、自信を回復するよう配慮する。
2. 利用者が自らの趣味、嗜好に応じた活動、充実した生活が送れるよう支援し、精神的な安定、問題行動の減少及び認知症の進行を緩和するよう努める。
3. 当該事業所における年間行事計画及び日課については、別紙の通り。
4. サービスの提供にあたっては、親切丁寧を旨とし、利用者及び家族に対しサービスの提供方法について説明を行う。また、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむをえない場合を除き身体的拘束は行わない。

### 第7条（認知症対応型共同生活介護の利用料等及び支払いの方法）

1. 指定認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとする。（具体的内容は重要事項説明書に表示）
2. 前項のほか、次の号に掲げる費用の額の支払いを利用者から徴収する。

|                                                                                              |                   |         |
|----------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|---------|
| 一 室料                                                                                         | 1 日               | 1,580 円 |
| 二 食費                                                                                         | 1 日               | 1,480 円 |
| 三 おやつ代                                                                                       | 1 日               | 60 円    |
| 四 水道光熱費（暖房費を含む）                                                                              | 1 日               | 790 円   |
| 五 衛生費                                                                                        | 1 日               | 20 円    |
| 六 日常生活費                                                                                      | 実 費               |         |
| 七 前各号に掲げるもののほか、認知症対応型共同生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められる費用 |                   |         |
| (1) 個人のオムツ・おむつ以外の補助物代                                                                        | 実 費               |         |
| (2) 複 写 物                                                                                    | 1 枚               | 10 円    |
| (3) 施設内外でのレクリエーション                                                                           | 実 費（交通費・入場料等）     |         |
| (4) 教養娯楽費                                                                                    | 実 費               |         |
| クラブやレクリエーションで使用する折り紙、習字、絵画、粘土細工等の費用であり、事業所で用意するものをご利用いただく場合                                  |                   |         |
| (5) 理美容代                                                                                     | 実 費               |         |
| (6) 医療費                                                                                      | 実 費（受診時の医療費は自己負担） |         |
| (7) 送迎費                                                                                      | 市内往復              | 1,100 円 |
|                                                                                              | 市内片道              | 550 円   |
|                                                                                              | 市外 1km            | 200 円   |
| (8) 受診付添費                                                                                    | 1 回               | 1,000 円 |
| (9) 買い物代行費                                                                                   | 1 回               | 1,000 円 |
| (10) 写真代                                                                                     | 1 枚               | 55 円    |
| 八 客膳                                                                                         | 1 食               | 540 円   |
3. 第1項及び第2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文章で説明した上で、支払いに同意する文書に署名（記名押印）を受けることとする。
4. 指定認知症対応型共同生活介護の利用者等は、本会の定める期日までに、利用料等を現金又は銀行口座振込等により納付するものとする。

## 社会医療法人アンリー・デュナン会

### 第8条（衛生管理及び従事者の健康管理）

1. 事業所は、使用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。
2. 事業所は、従事者に対し伝染病等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

### 第9条（秘密保持等）

1. 事業所は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
2. 事業所は、従事者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従事者との雇用契約の内容とする。

### 第10条（苦情処理）

管理者は、提供した認知症対応型共同生活介護に関する利用者の苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。（担当者：管理者 徳廣 妙依）

### 第11条（損害賠償）

管理者は、利用者に対する認知症対応型共同生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、加入している保険の範囲内で損害賠償を速やかに行う。ただし施設側に故意過失がない場合にはこの限りではない。

施設が所有する送迎車両において、万が一事故が発生した場合には、加入している自動車保険の範囲内で損害賠償を行う。ただし施設側に故意過失がない場合にはこの限りではない。

### 第12条（サービスの利用にあたっての留意事項）

事業所はサービスの利用に当たって、利用申込者及びその家族に対して、あらかじめ事業所の運営及び管理規定の概要、職員の勤務体制、その他重要事項について文章等により説明し、サービス利用上のルールを守ることについて同意を得なければならない。

### 第13条（非常災害対策）

非常災害時に備え、消防計画を作成し、避難訓練を実施する。

### 第14条（虐待の防止のための措置に関する事項）

事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、身体拘束・虐待防止委員会を原則として毎月開催し、その結果については虐待防止のための研修として、同月開催するスタッフ会議のなかで従業者に周知する。また、委員会において虐待防止のための指針を定期的に整備する。なお、専任担当者については身体拘束・虐待防止委員長が務める。

### 第15条（その他運営についての留意事項）

事業所は職員の資質の向上を図るために研修の機会を設けるものとし、より充実した業務体制の整備に努める。

## 社会医療法人アンリー・デュナン会

### 第16条（定めのない事項）

この規程に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は、社会医療法人アンリー・デュナン会と事業所の管理者で協議の上、定める。

#### 附則

1. この規程は、平成15年4月1日から施行する。
2. 平成16年4月1日改訂する。
3. 平成18年4月1日改訂する。
4. 平成18年10月1日改訂する。
5. 平成20年9月1日改訂する。
6. 平成21年4月1日改訂する。
7. 平成22年6月1日改訂する。
8. 平成24年4月1日改訂する。
9. 平成24年5月1日改訂する。
10. 平成26年4月1日改訂する。
11. 平成27年4月1日改訂する。
12. 平成27年4月1日改訂する。
13. 平成27年5月1日改訂する。
14. 平成28年4月1日改訂する。
15. 平成29年4月1日改訂する。
16. 平成30年4月1日改訂する。
17. 令和元年10月1日改訂する。
18. 令和2年3月11日改訂する。
19. 令和2年4月1日改訂する。
20. 令和3年4月1日改訂する。
21. 令和4年2月1日改訂する。
22. 令和4年9月1日改訂する。
23. 令和4年10月1日改訂する。
24. 令和5年11月1日改訂する。
25. 令和6年4月1日改訂する。
26. 令和6年11月1日改訂する。